

2021年4月27日放送

医療的ケア児の在宅医療の現状と将来像

国立成育医療研究センター 総合診療部 在宅診療科 部長 中村 知夫

今回のテーマをお話しするにあたり、医療的ケア児の現状をご理解いただくために

- 1. 児童福祉法、成育基本法、医療的ケア児支援法案
- 2. 出生前診断
- 3. コロナ流行とトランジションといわれる小児期から成人に移り変わり行く時期、移行期について述べさせていただいた後に、現状と将来像についてお話をさせていただきます。

1. 児童福祉法、成育基本法、医療的ケア児支援法案

「医療的ケア児」とは、日常の健康と生命の維持のために日常的な医療的ケアと医療機器が必要な児で、気管切開、人工呼吸器、吸引、酸素、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養、透析等を受けている子どものことで、2019年には2万人以上となり、10年間で2倍に増加

し、今後も増加することが予想されます。

平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(改正児童福祉法)では、「医療的ケア児」も障害児と認められ、地方公共団体は、「適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援が受けられるよう、保健、医療、福祉その他の



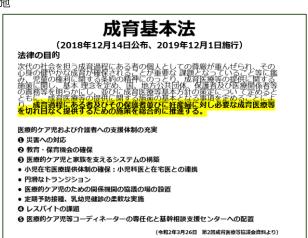
各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずる ように努めなければならない」と述べられています。

2018 年 12 月 14 日公布された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な 成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)でも、 「医療的ケア児および介護者」への支援体制の充実が求められています。

具体的には

- ① 災害への対応
- ② 教育・保育機会の確保
- ③ 医療的ケア児と家族を支えるシステムの構築
 - ・ 小児在宅医療提供体制の確保: 小児科医と在宅医との連携
 - 円滑なトランジション
 - ・医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置
 - ・定期予防接種、乳幼児健診の柔軟な実施
- ④ レスパイトの確保
- ⑤ 医療的ケア児等コーディネーターの専 任化と基幹相談支援センターへの配置 などを検討されています。

さらに、改正児童福祉法を後押しする形で、 「永田町未来会議」から超党派議員立法の形 で『医療的ケア児支援法案』が起草され、2021 年の通常国会での提出・成立を目指していま す。この法律は、医療技術の進歩により医療的 ケア児が増加し、その心身の状況に応じた適 切な支援を受けられるようにすることが重要 な課題となっていることに鑑み、医療的ケア 児及びその家族に対する支援に関する国及び 地方公共団体の責務を明らかにするととも に、医療的ケア児及びその家族に対する支援、 医療的ケア児支援センターの指定等について 定めることにより、医療的ケア児が心身とも に健やかに成長することができる社会の実現 を図り、あわせて医療的ケア児の家族の離職 の防止に資し、もって安心して子どもを産み、





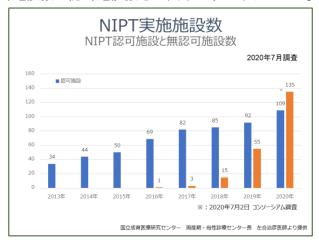
育てることができる社会の実現に資することを目的としています。さらに、医療的ケア児及びその保護者の意思が最大限に尊重されることや、児童等でなくなった後にもシームレスな保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができる適切な提供体

制を求めています。

2. 非侵襲性出生前診断 (NIPT)

「医療的ケア児」の多くは、先天性の疾患などでNICU(新生児集中治療室)や、PICU(小児集中治療室)で治療を受けていることも珍しくありません。出生前診断や、胎児治療によって、胎児期・新生時期に適切な診断・治療を受けることで、医療的ケアを受けながらも地域の保育園や、学校に毎日元気に通っている子どもたちも増えてきました。子どもたちの将来につながる可能性を持った出生前診断の一つである、非侵襲性出生前診断(NIPT)が今大きな問題を抱えています。NIPTの普及とともに、産科診療をしない内科、皮膚科、形成外科などの無認可施設で多くの妊婦が検査を受けており、2020年7月無認可施設数が認可施設数を上回るようになりました。

収益目的の無認可施設で、妊婦が検査についてよく考えることなく、遺伝カウンセリングも受けないために、疾患や障害について知ることなく検査を受けている現状が報告されています。優生思想に傾く危険がある危機的なこの状況を改善するために、小児科が産科と協力して、「医療的ケア児」を含めた子どもの支援に積極的に関わることが今求められています。



医療的ケア児は、特に 0 歳から 4 歳までの乳児が多く、小児では、成人に比べて、重症で、複数の医療的ケアを必要としている患者が多いといわれていますが、人工呼吸器装着している子どももこの年齢に最も多いことが明らかになっています。より年長の患者でも人工呼吸器を装着している患者が増加しており、20 歳過ぎの医療的ケア者においても、人工呼吸器をはじめとする医療的ケアを必要としている患者の増加がみられ、今後も医療的ケア児から医療的ケア者になる患

者はますます増加することが予想されます。この状況を見据えて、改正児童福祉法でも、医療的ケア児支援法案においても、円滑なトランジションの必要性が述べられています。新型コロナ流行渦で、小児期発症の基礎疾患を持つ医療的ケア者の介護者だけが COVID-19を発症したり、患者本人が発症したりした時に、入院先を確保することが難しかったとの報告もあり、トランジションを含め介護者がいなくても十分なケアを受けることができる



システム構築の必要性が新型コロナの流行によってより明確になりました。

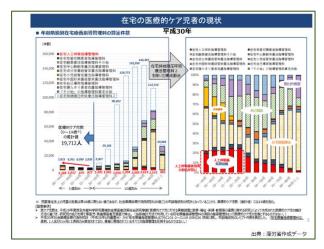
医療的ケア児の現状と将来像

最後に、現状と将来像についてお話をさせていただきます。

在宅患者訪問診療料の算定件数は、高齢者を中心に、大幅に増加し、小児についても少しずつ 増加しており、2018 年度では、計算上、小児在宅患者の13.6%が訪問診療を利用していることに

なります。その一方で、医療的ケア児の数だけでなく、訪問診療を受けている小児の数についても地域偏在が大きいことが明らかになっています。

新型コロナウイルス感染症によって医療機関への受診や、訪問看護、訪問リハビリを控える患者・家族が少なくない中、在宅医療は、在宅医の先生方の御努力により、コロナの影響をほぼ受けていないといわれています。実際、我々の施設でも訪問診療を受けていてよかっ



た、訪問診療をぜひ受けたいとのお声も多くの保護者の方からいただいています。しかし、高齢者にくらべ、医療的ケア度が高く、数も少なく、まれな疾患を持っていることも多い「医療的ケア児」を主に高齢者を診て来られた在宅医の先生にお願いすることは容易ではありません。しかし、「医療的ケア児」とその家族が、住み慣れた地域での支援を受けながら、保育、教育、就労が可能となり、多くの医療的ケア児が医療的ケア者となっている今、在宅医との連携の動きを止めることはできません。このような現状の中で、小児科医は今何をすべきなのでしょうか。

訪問診療をお願いするためには、小児科医も在宅医療の仕組みについて精通しておくことが必要です。その上で、小児科医は、子どもと家族に伴奏しながら、子どもが、成長発達をする存在であり、成長の過程で医療内容の見直しが必要であること、限りある時間を自宅で過ごしたい、子どもの負担となるような侵襲的な治療は避けたい、少しでも長くいきたい、生きていてほしい

と願っておられるなど様々な思い、今決められない、決めたくない将来に対する多くの不安なお気持ちをお持ちの患者・家族もおられることを在宅医の先生にもご理解いただけるよう努力することが必要と考えます。同時に、小児科医自身も、子どもの全身管理、発達支援という視点での更なる診療レベル向上を目指し、小児在宅医療の標準化、緩和ケア、終末期ケア、グリーフケアについても考えてゆく時期に来ていると感じています。



高度医療と高度医療を繋ぎ、最良の結果を子どもたちにもたらすためには、小児在宅医療の質

と量を増やしてゆく必要があります。医療的ケア児とその家族が人生を通じて、高度な医療技術 の恩恵を実感できるような支援がある社会を作るために医療者のなすべきことは多いと考えます。

「小児科診療 UP-to-DATE」

http://medical.radionikkei.jp/uptodate/